

## 告示第 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年3月25日

国富町長 河野 利美

### 記

#### 1 協議の場を設けた区域の範囲

塚原地区

#### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年3月22日（火）

#### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

##### (1) 経営体数

- |             |        |
|-------------|--------|
| ・法人         | 0 経営体  |
| ・個人         | 27 経営体 |
| ・集落営農（任意組織） | 0 組織   |

#### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

#### 5 農地中間管理機構の活用方針

地区の農作物の作付け状況を把握し、どのような農地利用を目指しているか等を個々の農業経営調査等を行い、機構に貸付可能な農地を掘り起こし、担い手農家への集積を段階的に進めていく。

現段階では、将来訪れる問題に即応できる体制を整備しておく必要がある。中心的担い手へスムーズな農地の集積・集約化を図るため、事業の周知に努め、機構の仕組みを十分に理解してもらい、機構事業に信頼と安心感を持ってもらうように働きかけ事業活用を進める。

## 6 地域農業の将来のあり方

当地域は、機械利用組合、稲採種組合、集落営農組合等の組織が一丸となり、飼料用稲採種事業に取り組んでいる。

今後も安定した生産を維持するため、高齢化対策や機械オペレーターの後任確保、農地や農業用機械及び施設の機能保全を図っていく。

まず、農地中間管理事業を始めとする制度事業を活用し、農地の集積や面的な集約を進めることや機械等の計画的な更新も進め、更に世代交代による担い手の確保、耕作者や作物ごとの農地利用のあり方を検討し営農の合理化及び効率化を推し進める。また、飼料用稲の後作として、適切な品目導入や組織の統一化を検討し持続的な地域農業を目指す。